

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和2年5月29日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、5月25日に全国で緊急事態宣言が解除されたことを受け、国内の感染状況を注視しつつ、政府が示す「新しい生活様式」への移行を模索しながら、今後は、感染の拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、国が示した基本的対処方針を踏まえた上で、次の方針で対応する。

## 1. 学校等について

### (1) 小・中学校

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、6月1日（月）から、感染防止対策を講じた上で、教育活動を再開する。

- ・「新しい生活様式」を踏まえ、1mを目安に、教室内で最大限の間隔を取り、教育活動を行う。
- ・6月1日（月）から学校給食を提供する。1週目は配膳を伴う品数を2品とし、徐々に品数を増やす。
- ・中学校の部活動は、6月8日（月）から再開し、当面は平日のみの活動とする。
- ・夏季休業期間は8月1日（土）から8月16日（日）までとする。
- ・冬季休業期間は12月26日（土）から令和3年1月4日（月）までとする。
- ・地元業者に提供を受けた次亜塩素酸水および拭き取り用綿布を活用して、机や椅子、ドアノブ等の消毒作業を行う。

### (2) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等

緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、6月1日（月）から保育園・幼稚園・認定こども園は、感染防止対策を講じた上で再開する。なお、夏休みは例年とおりの期間とする。

- ・私立保育園、学童保育所等についても公立保育園に準じた対応とする。

## 2. 公共施設等について

5月31日(日)まで休館としている下記の56施設は、感染防止対策を講じた上で、6月1日(月)から再開する。

・展示施設(資料館、記念館等)	14箇所
・ホール・会館(市民会館ほか)	3箇所
・運動施設(屋外・屋内運動施設)	20箇所
・観光施設等(キャンプ場、道の駅ほか)	19箇所

その他施設の対応

琵琶湖岸園地における駐車場等の閉鎖は、6月1日(月)から解除する。

## 3. まん延防止対策について

### (1) 新しい生活様式の定着促進

感染拡大を予防するため、市民に対して、政府が示す「新しい生活様式」の普及と定着の促進を図る。

### (2) 外出自粛の要請等

6月18日まで首都圏、北海道など感染リスクの高い地域への不要不急の移動の自粛を要請する。

## 4. 市が主催する会議やイベント等について

### (1) 会議の開催

①身体的距離を1m以上(できれば2m)確保し、3密を回避する。

②マスクの着用やこまめな換気を義務づけ、会場には消毒液等を設置する。

※会議時間の短縮の工夫や、参加者の住所氏名・連絡先を把握するよう努める。

※可能な限り、電子会議等の方法により人と人との接触機会を少なくする。

※上記①②の条件を満たさない場合、開催の中止や延期を行うか、書面表決等の方法を検討する。

### (2) イベント等の開催

地域行事をはじめとする各種行事の開催にかかる市の対応は、万全な感染予防対策を講じることを前提として、国が示す「各種制限の段階的緩和の目安」(別表)を基本として対処することとする。

(3) 自治会や関係団体、実行委員会、指定管理者が行う会議やイベント等については、市の方針に準じて対応いただくよう要請する。

## 5. 人権への配慮、社会課題への対応

- (1) 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- (2) 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

## 6. 高島市民病院の医療体制について

高島市民病院は、第2種感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の方はゾーニングした専用病床で、県のコントロールセンターの調整を踏まえて必要な治療を行う。また、外来での感染を防ぐため発熱外来を設置するとともに、今後の長期化を見据えた中で、プレハブの設置によるドライブスルー方式などによる効率的な診療・検査体制の確保に向けて検討していく。

また、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の変更に伴い、帰国者・接触者相談センターと相談しながら、医師による的確な診断を行い、抗原検査の実施による診断の迅速化とPCR検査の充実を図る。

## 7. 新型コロナウイルス感染症の相談や受診について

PCR検査を受けるには、これまで37.5度の熱が4日以上続くなど一定の条件に合致した場合等に受診し、医師の判断で検査することとなっていた。今後は、「息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」や、「重症化しやすい方（高齢者、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方等）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合」、また「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合等）」があれば相談・受診につなげ医師の判断のもと検査を受けていただけるように新型コロナウイルス感染症専門家会議の結果を目安の改訂が行われた。

ただし、直接医療機関を受診されることを控えていただくため「帰国者・接触者相談センター」（077-528-3621）を案内する。

また、新型コロナウイルス感染症に対する一般的な相談は「一般電話相談窓口」（077-528-3637）を案内する。

## 8. 高島市新型コロナウイルス感染症対策本部について

令和2年2月27日に設置した新型コロナウイルス感染症対策本部（3月26日に新型インフルエンザ等特別措置法第15条に基づく対策本部に移行）は、令和2年5月31日をもって廃止する。

今後においては、庁内関係部局において、感染症の動向等についての必要な情報共有を図るとともに、国内での感染症の拡大傾向等が生じた場合には、速やかに対策本部を設置し、対策方針の決定等を行うこととする。

以上

各種制限の段階的緩和の目安

段階	施設区分	イベント		お祭り等		展示会等		コンサート等		外出自粛		カラオケ・ジム等	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	
		屋内	屋外	全国的	地域行事		屋内	屋外	屋内	屋外	県をまたぐ移動			観光
					屋内	屋外								
移行期間	ステップ① 5月25日～	50%以内 100人	十分な間隔 できれば2m 200人	×	50%以内 100人	200人	50%以内 100人	50%以内 200人	不要不急の移動は避ける 埼玉、千葉、東京、神奈川県、北海道との不要不急の移動は避ける	県内で徐々に、人との間隔は確保	知事の判断	知事の判断		
	ステップ② 6月19日～	50%以内 1000人	十分な間隔 できれば2m 1000人		50%以内 1000人	50%以内 1000人	50%以内 1000人	50%以内 1000人	県をまたぐものを含めて徐々に	○	○			
	ステップ③ 7月10日～	50%以内 5000人	十分な間隔 できれば2m 5000人		特定の地域からの来場を見込み人数を管理でききるものは可	50%以内 5000人	50%以内 1000人	50%以内 5000人	50%以内	○	○			
	移行期間後 8月1日を目途	50%以内 上限なし	十分な間隔 できれば2m 上限なし	十分な間隔 できれば2m	人との間隔を十分確保できないものは慎重な対応	密閉空間で大声を発するものは、厳格なガイドラインによる対応	50%以内	○	○	○	○	○	○	

上段：収容率

下段：人数

別表